

県内事業者緊急支援の強化について [追加補正案]

県独自の緊急事態宣言（令和3年8月11日発令）により、大きな影響を受けている県内全域のすべての業種の中小企業・小規模事業者に、**10万円**を支給

さらに、国の「まん延防止等重点措置」の適用の影響を受け、一定の要件を満たす場合は、10万円を上乗せして支給

○対象

県内の中小企業・小規模事業者

※時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く

○主な支給要件

<従来額>

令和3年8月または9月の売上が、前年または前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

<上乗せ額>

新設

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①令和3年8月**及び**9月の売上が、前年または前々年の同月売上と比較して**いずれも50%以上減少**していること
- ②**減収前の**8月及び9月の**売上合計額が20万円以上**であること

※①、②いずれも、比較対象は同年の8月及び9月に限る。

上乗せ

8月**及び**9月の売上が、**いずれも50%以上減少**

ただし、**減収前の売上合計額が20万円以上**

上乗せ10万円

8月**または**9月の売上が、**50%以上減少**

従来額10万円